

令和8年度 第1回

鴻巣市総合振興計画審議会

会議次第

2 第1回審議会 (3)議題

- ① 審議会の進め方等について
- ② 総合振興計画の概要、基礎調査について
- ③ 策定方針について

本審議会の役割

次期総合振興計画策定に向けた審議を行います。

基本構想策定の法的根拠

- 鴻巣市自治基本条例による策定義務
 - 鴻巣市議会の議決すべき事件を定める条例による議決事項
- ➡
- ・ 第6次鴻巣市総合振興計画を策定(計画期間:平成29年度～令和8年度)
 - ・ 現行総合振興計画の計画期間を終えることから、令和9年度を始期とする
第7次鴻巣市総合振興計画を策定する。

諮問事項

- 鴻巣市総合振興計画審議会条例(第2条)

市長の諮問に応じ、市の総合振興計画の策定に関する事項を調査し、及び審議するため、鴻巣市総合振興計画審議会を置く。

- 今回の諮問事項は、①第7次鴻巣市総合振興計画基本構想(案)
②第7次鴻巣市総合振興計画前期基本計画(案)

2 (3) ① 審議会の進め方等について

審議会の目的

● 地方自治法

普通地方公共団体は、執行機関の附属機関として審議会等を設置することができる。



● 位置づけ

- ・専門的、客観的な視点から調査、審議を行うための組織
- ・市長の意思決定を補完する附属機関

● 設置目的

多様な意見(有識者・市民)を計画に反映するため、

- ・行政内部だけでなく、外部の視点を取り入れること。
- ・計画策定の透明性、公正性を確保すること。

審議会の組織(審議会条例)

● **委員人数**: 15名以内(知識経験を有する者 9名以内、公募 6名以内)

● **任期**: 当該諮問に係る審議が終了したときまで

● **会長**は会務を総理する。会議を招集し、議長となる。

● **委員の役割**: 市長の諮問に応じ、総合振興計画の策定に関する事項を調査、審議すること。

2 (3) ① 審議会の進め方等について

審議会のスケジュール等の予定

会議	日程	主な議題
第1回	令和8年6月19日(金)	委嘱、審議会の進め方、総合振興計画について
第2回	令和8年7月27日(月)	基本構想(案)①
第3回	令和8年8月20日(木)	基本構想(案)②
第4回	令和8年10月13日(火)	基本構想に対する答申案
第5回	令和8年11月10日(火)	前期基本計画(案)①
第6回	令和8年12月25日(金)	前期基本計画(案)②
第7回	令和9年2月9日(火)	前期基本計画に対する答申案

- ・日程、議題は変更となる場合あり
- ・会議時間は1回、2時間程度を想定
- ・会議の場所(市役所内会議室)、時間は、後日、通知
- ・第4回、第7回での答申案を作成した後、会長、副会長から市長へ答申

2 (3) ① 審議会の進め方等について

会議の公開

- 原則、公開し、傍聴を認める(定員あり)。
ただし、個人情報の保護や審議の公正な運営に支障が生じるおそれがある場合などは非公開とする。
- 会議の実施は、市ホームページ掲載や公共施設掲示で事前周知

トップページ新着情報	
2026年6月5日更新	【物価高騰対応】〈令和8年度〉省エネ家電製品買換え促進事業補助金に関する令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定額が変更されました New
2026年6月5日更新	令和8年度鴻巣市職員採用試験(5月試験) 第1次試験の結果をお知らせします
2026年6月5日更新	【6月8～6月10日、6月16日】コンビニ交付サービスが一部休止します New
2026年6月5日更新	吹上夏まつりを開催します New
2026年6月5日更新	
2026年6月4日更新	令和8年度鴻巣市総合振興計画審議会を開催します New
2026年6月4日更新	戸籍に氏名の振り仮名が記載されます New

市ホームページのトップに新着情報として表示されます。

会議情報の公開

- 審議会の配布資料及び議事録は公開(議事録はおおむね開催後10日以内に公開)
- 会議終了後、市ホームページ掲載及び市政情報コーナー(市役所・支所)に設置

会議及び会議情報を公開することで、**審議の透明性**を確保

委員の出席

- 開催通知: 会議終了後、次回の開催日が確定次第、速やかに発送
- 委員ご本人参加の原則: 欠席の場合は、事前連絡をお願いします。
 - ・団体選出において、やむを得ず、代理出席される場合も事前連絡をお願いします。
 - ・欠席された場合、会議の資料は議事録と合わせ、送付しますので、ご確認ください。
- 資料の事前配布: 会議資料は、あらかじめ委員へ提供(電子メールを活用)
 - ・限られた時間の中での審議となるため、事前確認をお願いします。
- 委員報酬: 市の報酬及び費用弁償に関する条例による
 - ・会長6,000円、委員5,500円(源泉徴収税を差し引いた額を振り込みます)

出席時の留意事項

- 公開の会議とはいえ、未決定事項となりますので、情報の取扱いにはご注意ください。

審議会の流れ

審議会における進行は以下のとおりです。

1 事務局説明

- ・事務局から、議題について資料に沿って、説明します。



2 委員間審議

- ・事務局と委員間で、内容確認などの質疑応答を行う。
- ・委員間で意見を述べ合い、審議を進める。
- ・委員から事務局への質問について、審議会の中で対応します。

審議の内容に応じて、答申前に事務局にて、案に追加・修正する場合があります。



3 会長総括

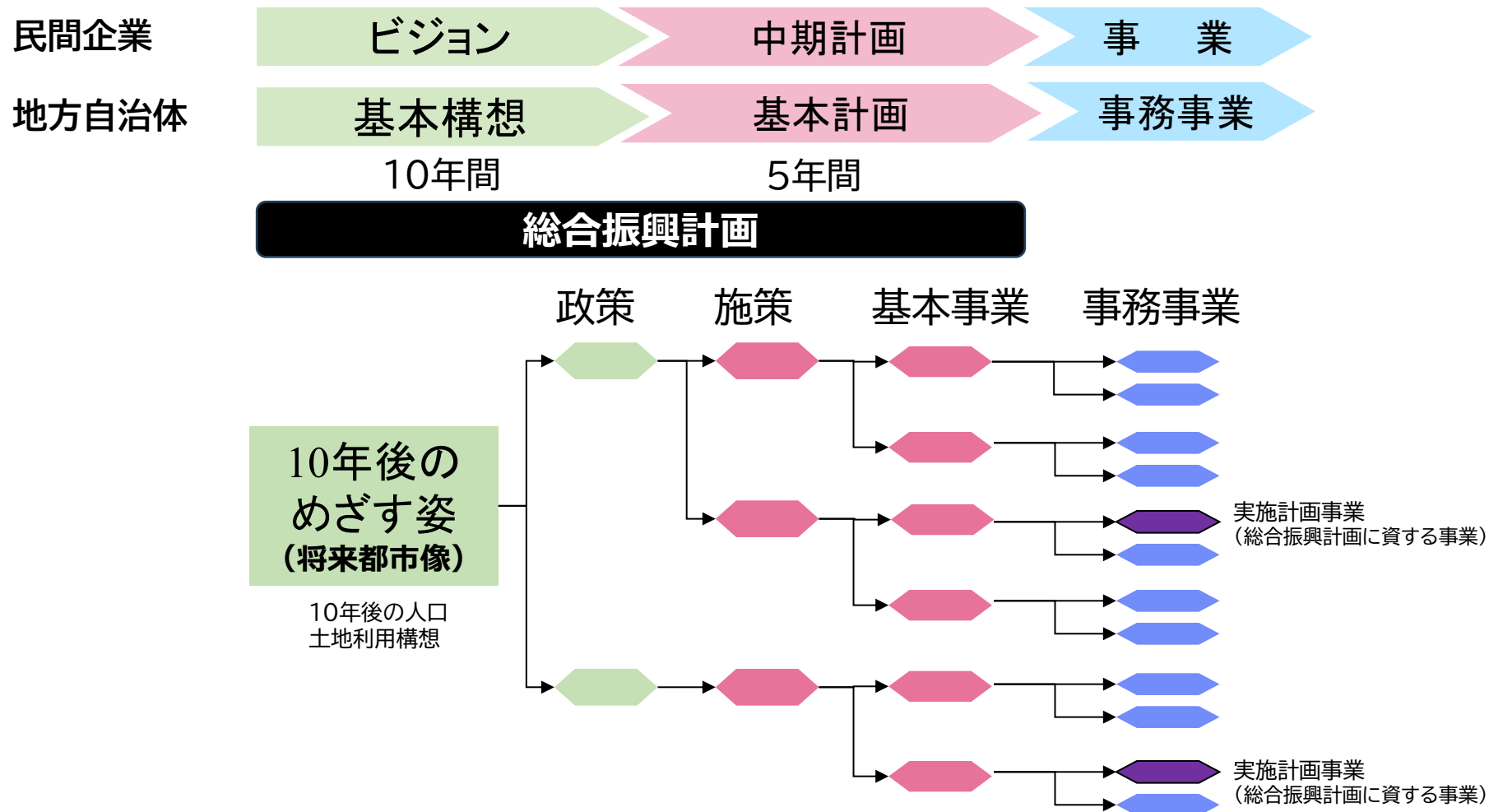
- ・会長が会議毎に審議会としての方向性を整理する。
- ・会議終了後、議事録を作成し、会長確認の後、公表へ
- ・最終的な審議結果をとりまとめ、市長への答申として整理する。



委員それぞれの立場や知識・経験を踏まえた**活発な審議**をお願いします。

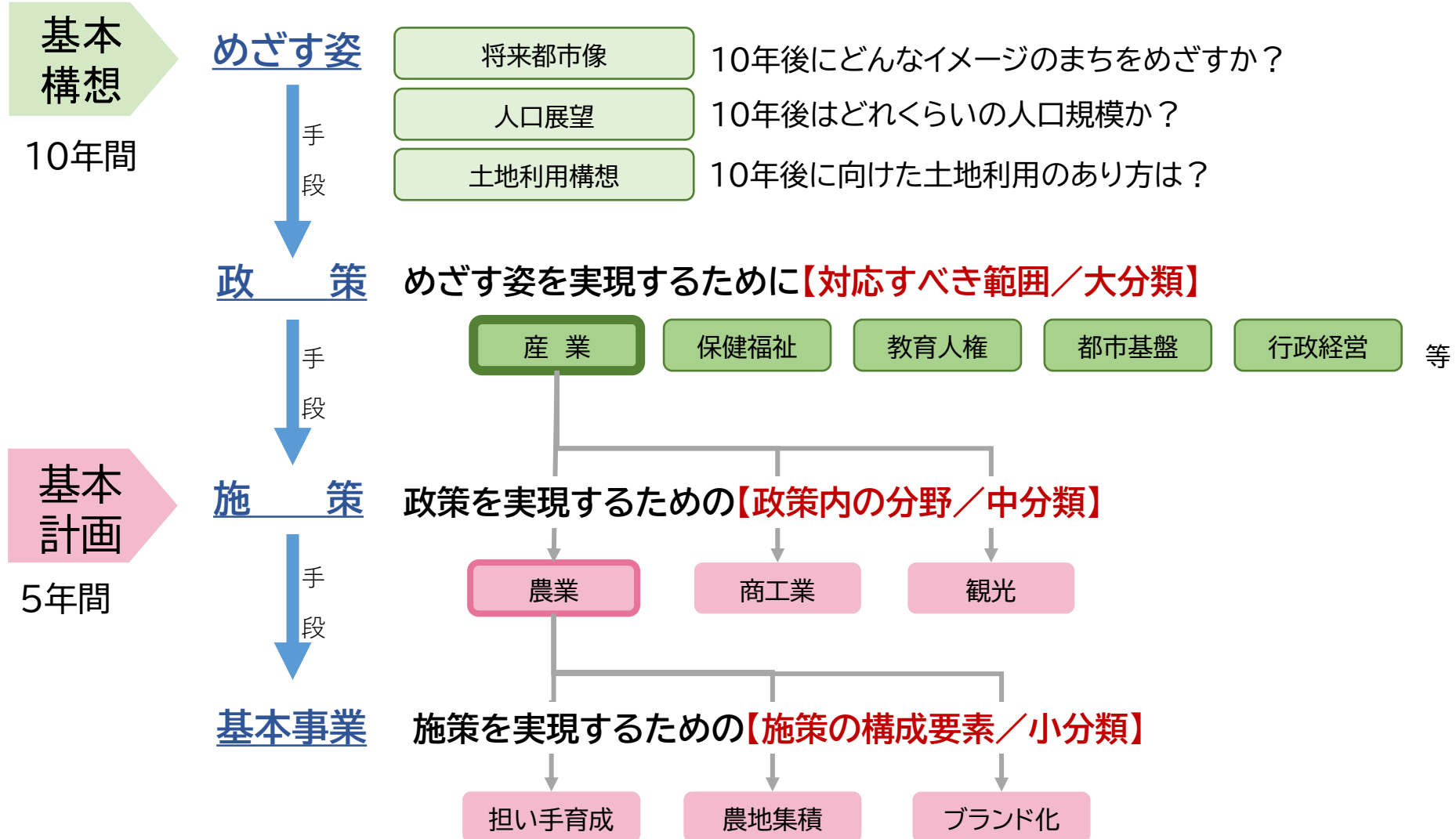
● 総合振興計画とは

地方自治体の総合振興計画(総合計画)は、民間企業のビジョン、中期計画にあたり、まちの方向性を示す戦略、設計図である



● 総合振興計画の構造

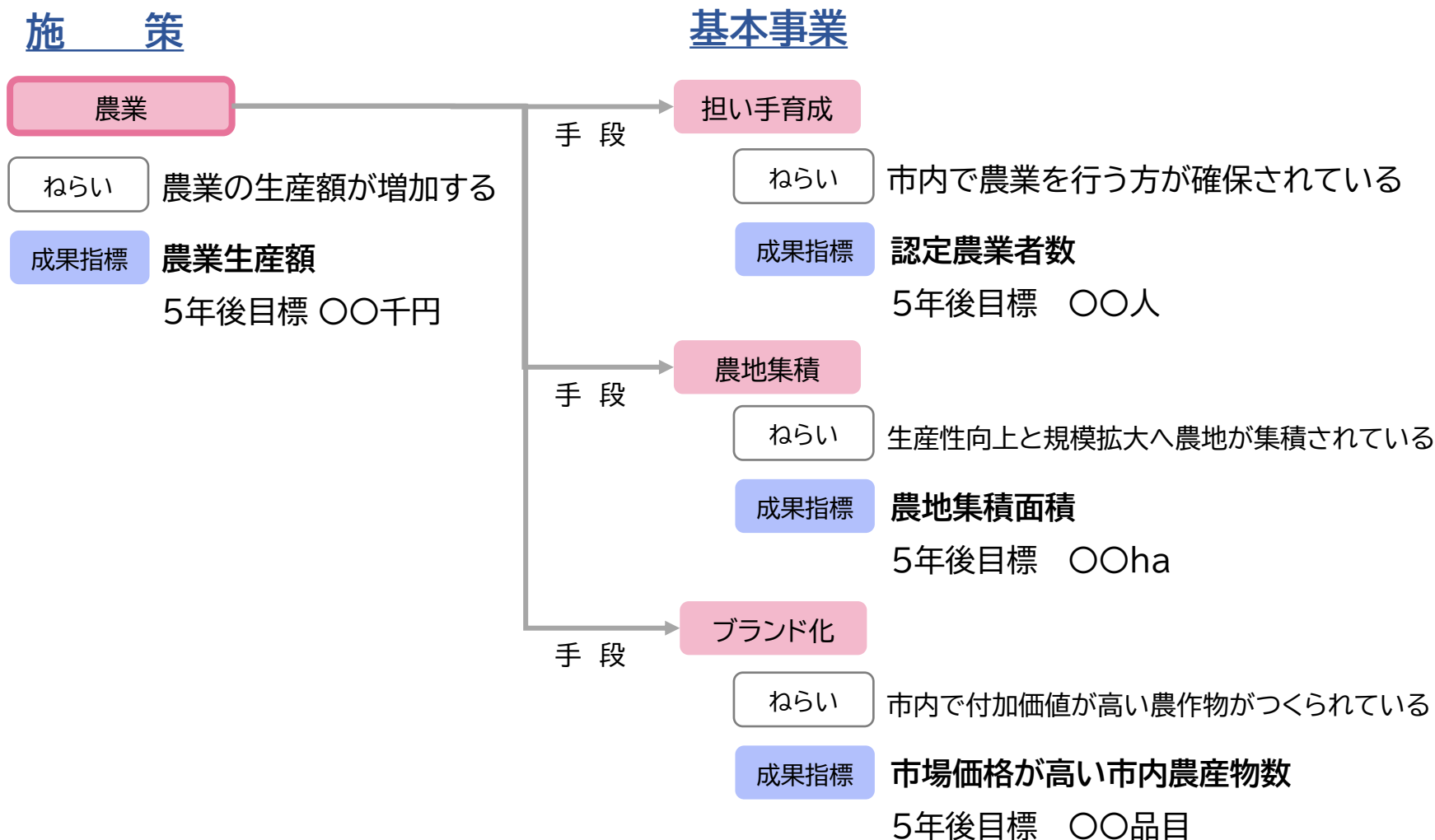
10年後のめざす姿を実現するための手段を分解した体系(設計図)



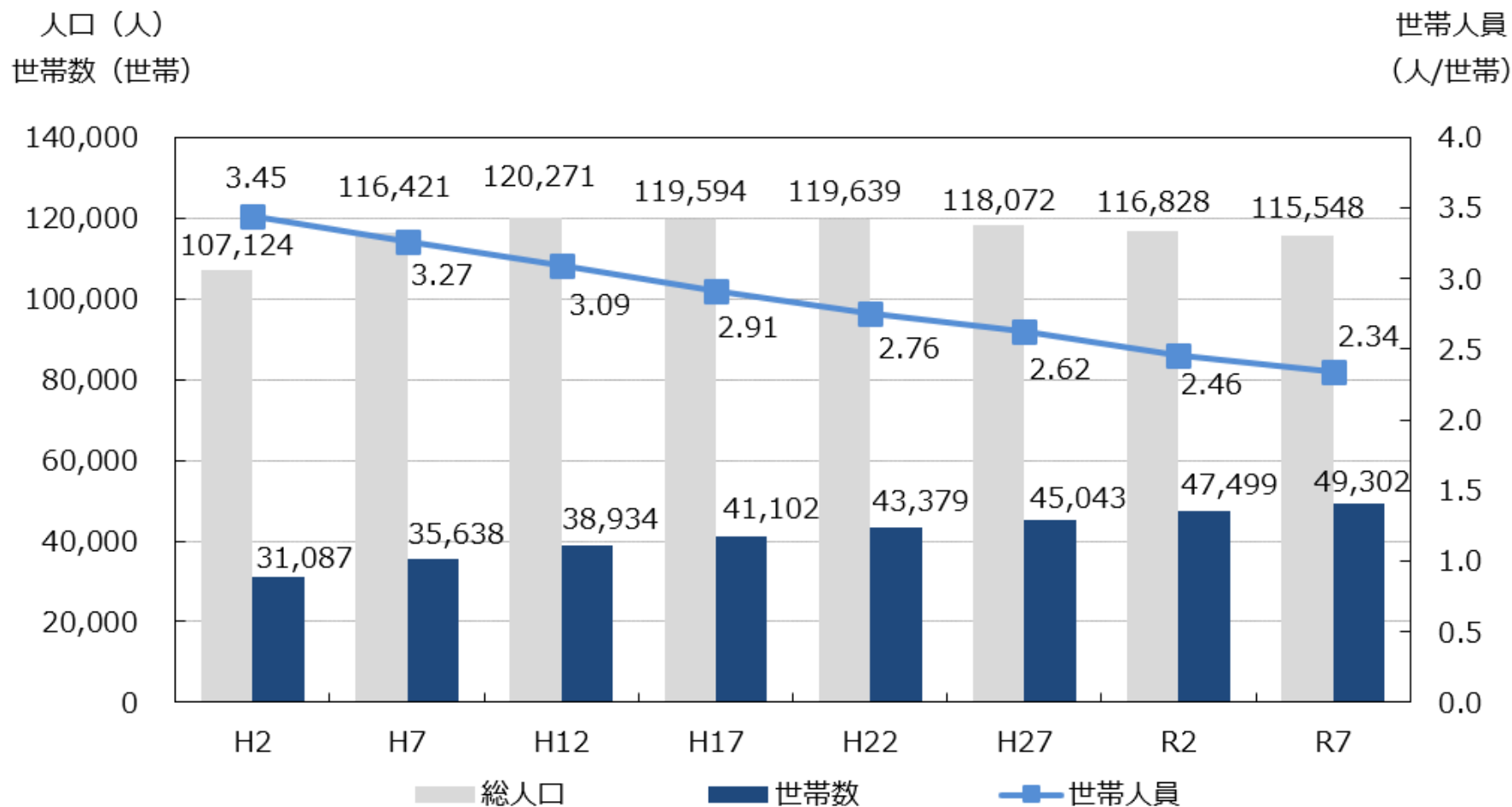
●「何を」「どの程度」めざすかを明示した基本計画

基本計画を文字だけでねらいを表現するだけでなく、

「何を」「どの程度」めざすかの指標(数値)で明示し、①市民と共有 ②達成度を評価

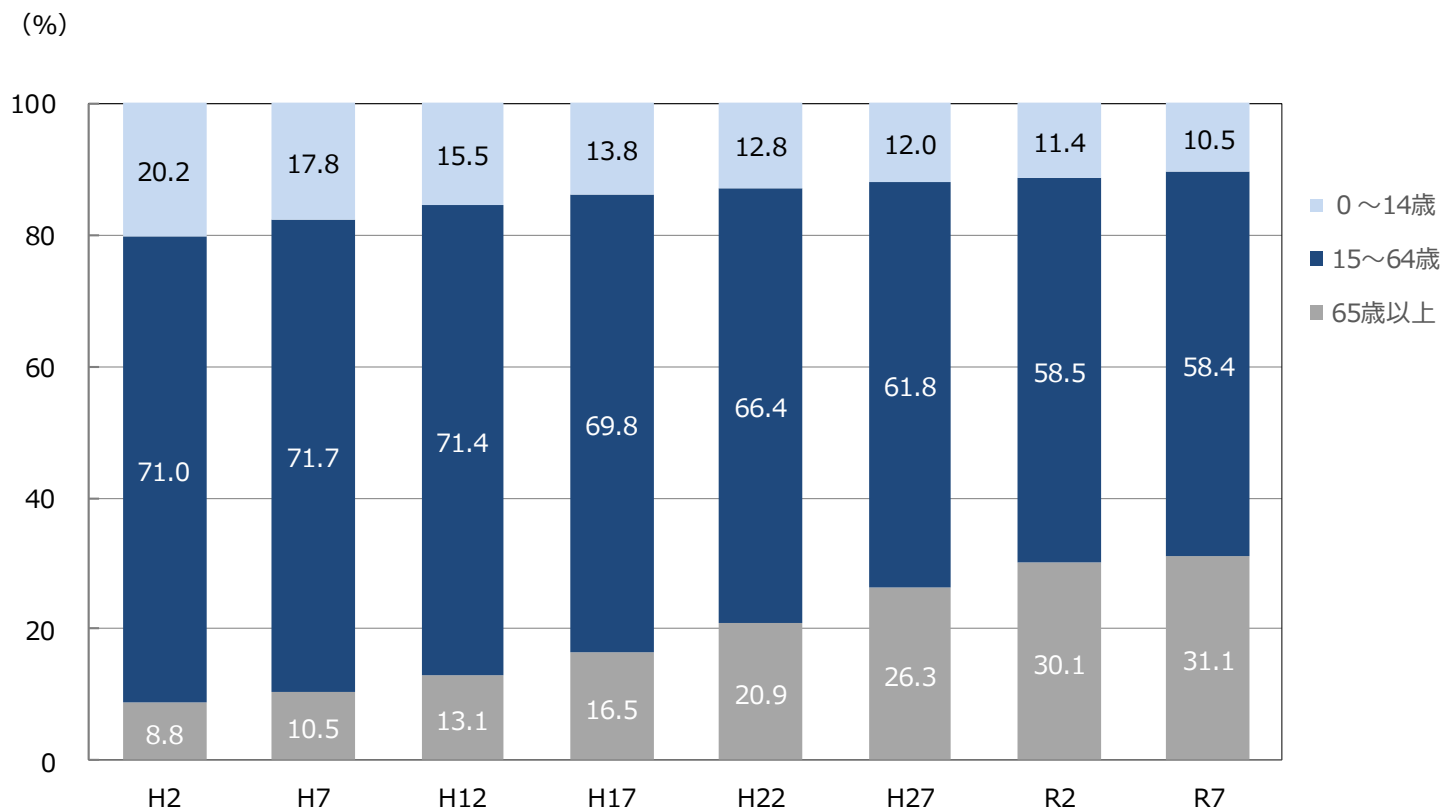


●人口と世帯数



出典：国勢調査
※R7年度国勢調査(速報値)

●年齢階層別人口構成比

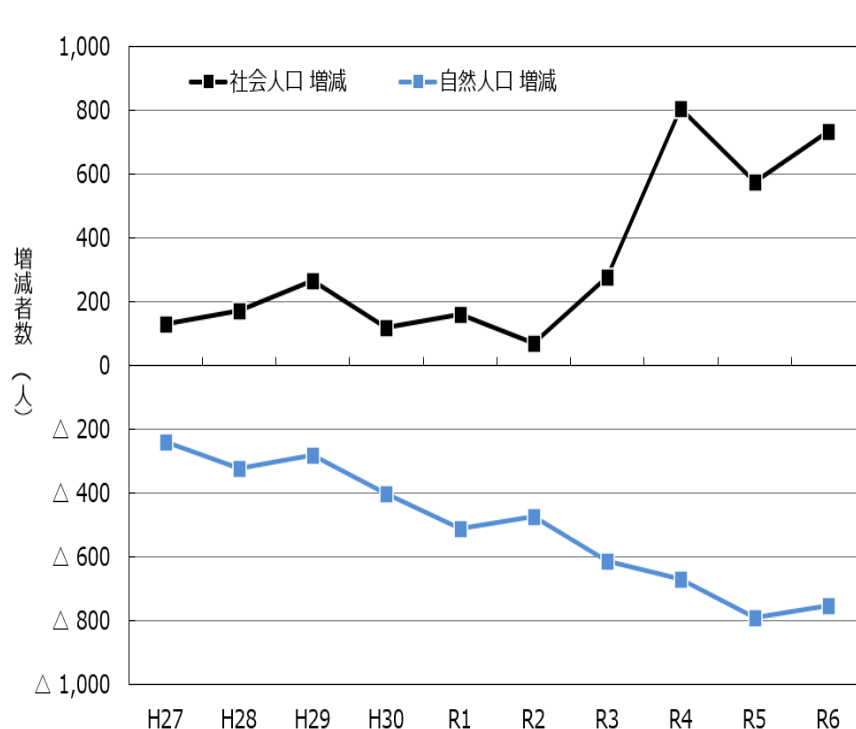


0～14歳	21,642	20,673	18,660	16,466	15,259	14,096	13,254	12,373
15～64歳	75,952	83,479	85,768	83,440	79,367	72,869	67,954	68,666
65歳以上	9,448	12,260	15,751	19,677	24,945	30,968	34,993	36,639
総人口	107,042	116,412	120,179	119,583	119,571	117,933	116,201	117,678

出典：国勢調査（年齢不詳は除く）

※令和7年は住民基本台帳（国勢調査の速報により差替予定）

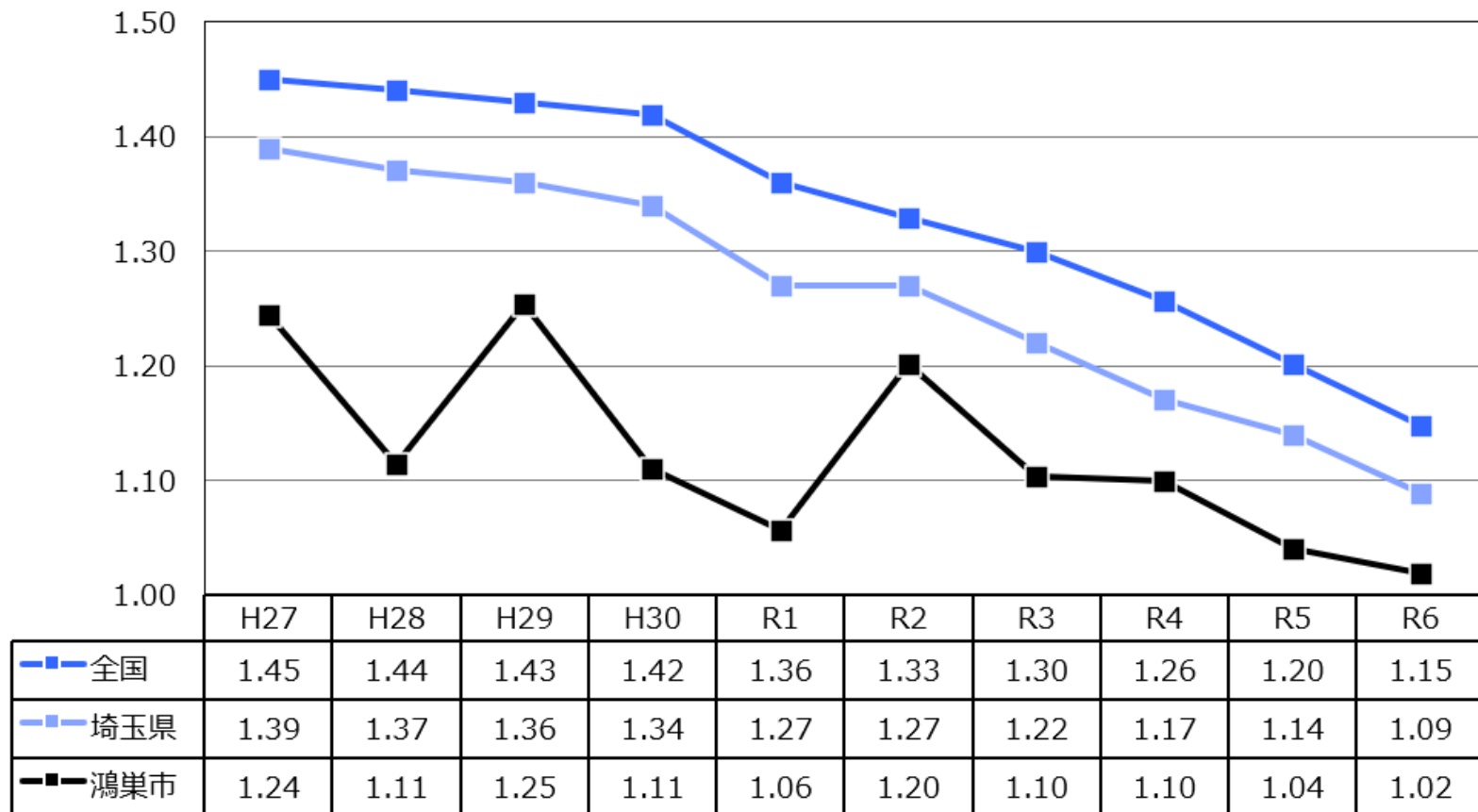
●社会増減・自然増減の推移



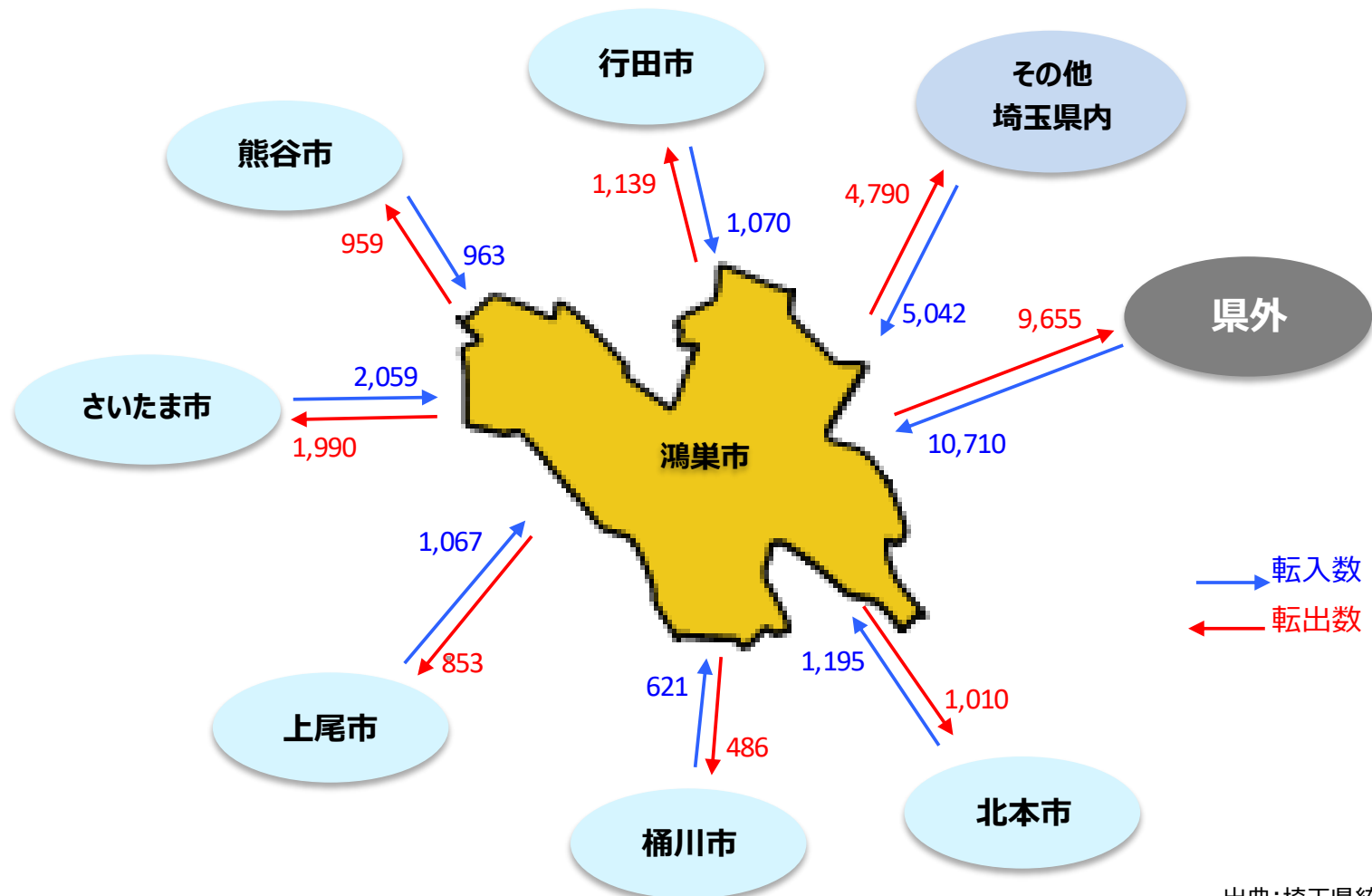
単位 (人)

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
社会人口	転入	4,329	4,323	4,462	4,507	4,451	4,118	4,400	4,913	4,839	4,896
	転出	4,198	4,152	4,194	4,389	4,289	4,046	4,121	4,107	4,264	4,160
	増減	131	171	268	118	162	72	279	806	575	736
自然人口	出生	793	751	832	707	660	694	656	666	619	611
	死亡	1,033	1,073	1,112	1,109	1,172	1,166	1,270	1,334	1,410	1,365
	増減	△ 240	△ 322	△ 280	△ 402	△ 512	△ 472	△ 614	△ 668	△ 791	△ 754
人口増減		△ 109	△ 151	△ 12	△ 284	△ 350	△ 400	△ 335	138	△ 216	△ 18

●合計特殊出生率の推移

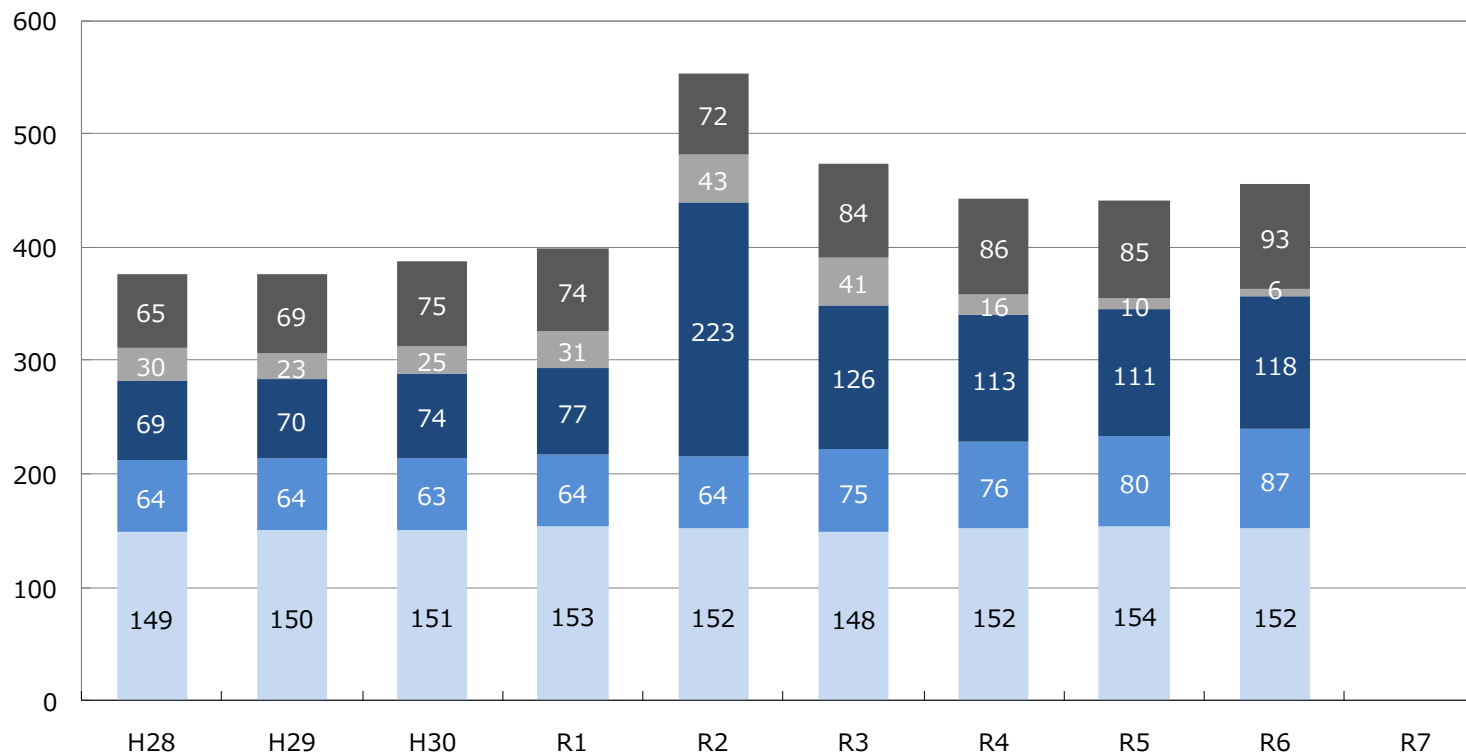


●転出入先動向(令和元年～令和5年の5年累計)



●歳入総額(内訳別)の推移

(億円)



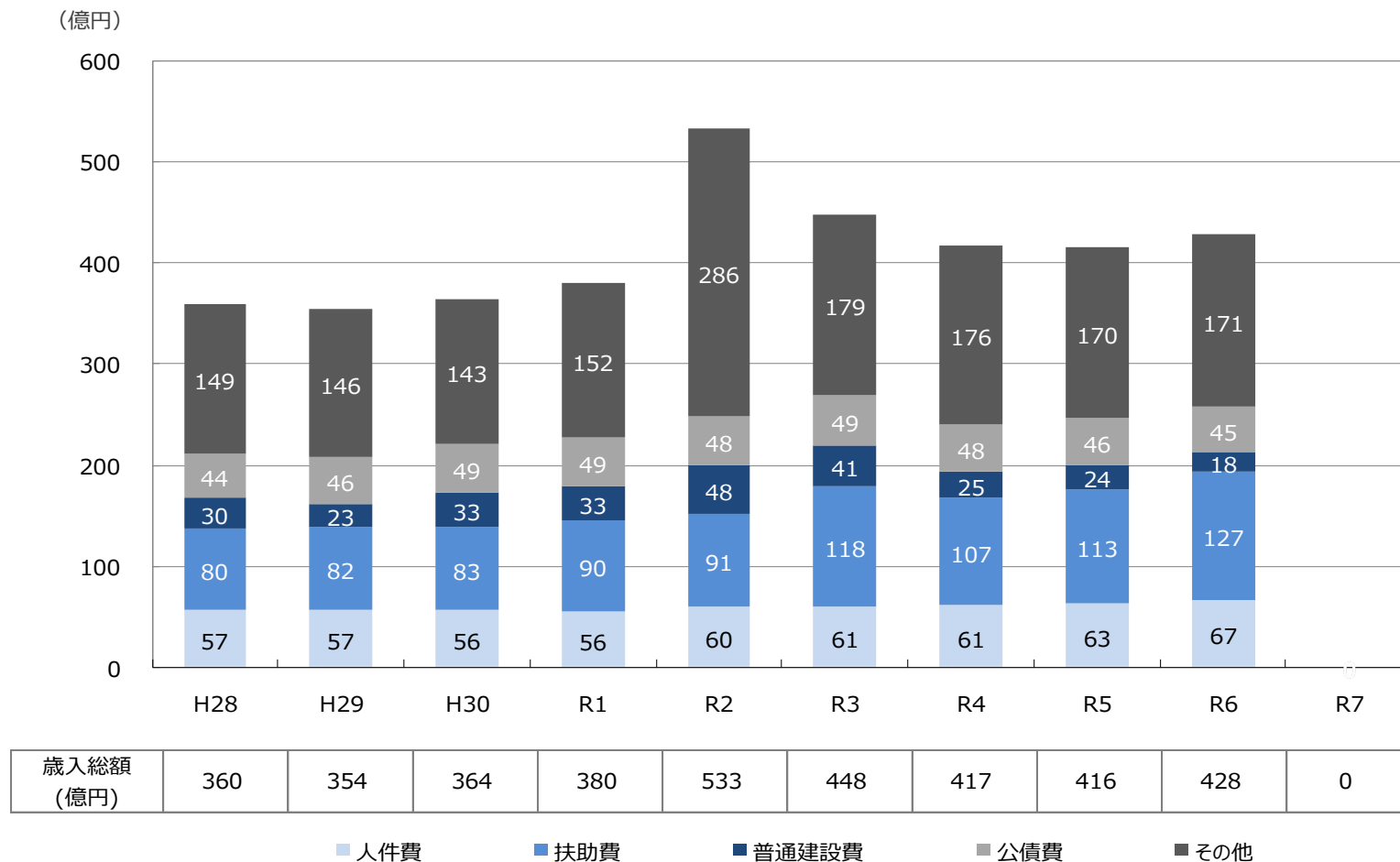
歳入総額 (億円)	377	376	388	399	554	474	443	440	456	0
--------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---

市税 交付税 国・県支出金 地方債 その他

出典: 普通会計決算

※令和7年度数値は決算確定後、掲載する。17

●歳出総額(内訳別)の推移



出典: 普通会計決算

※令和7年度数値は決算確定後、掲載する。 18

●市町村財政比較分析表(令和5年度普通会計決算)

	単位	鴻巣市	埼玉県 平均	類似団体内順位 (62自治体)	類似団体平均 (62自治体)
財政力指数		0.65	0.73	40	0.74
経常収支比率	%	95.5	94.4	38	94.0
人口1人当たり人件費・物件費等決算額	円	115,318	125,442	13	130,335
将来負担比率	%	4.1	4.2	39	0.0
実質公債費比率	%	4.0	5.0	25	4.7
人口千人当たり職員数	人	5.21	6.78	13	6.22
ラスパイレス指数		100.0	96.3	45	98.7

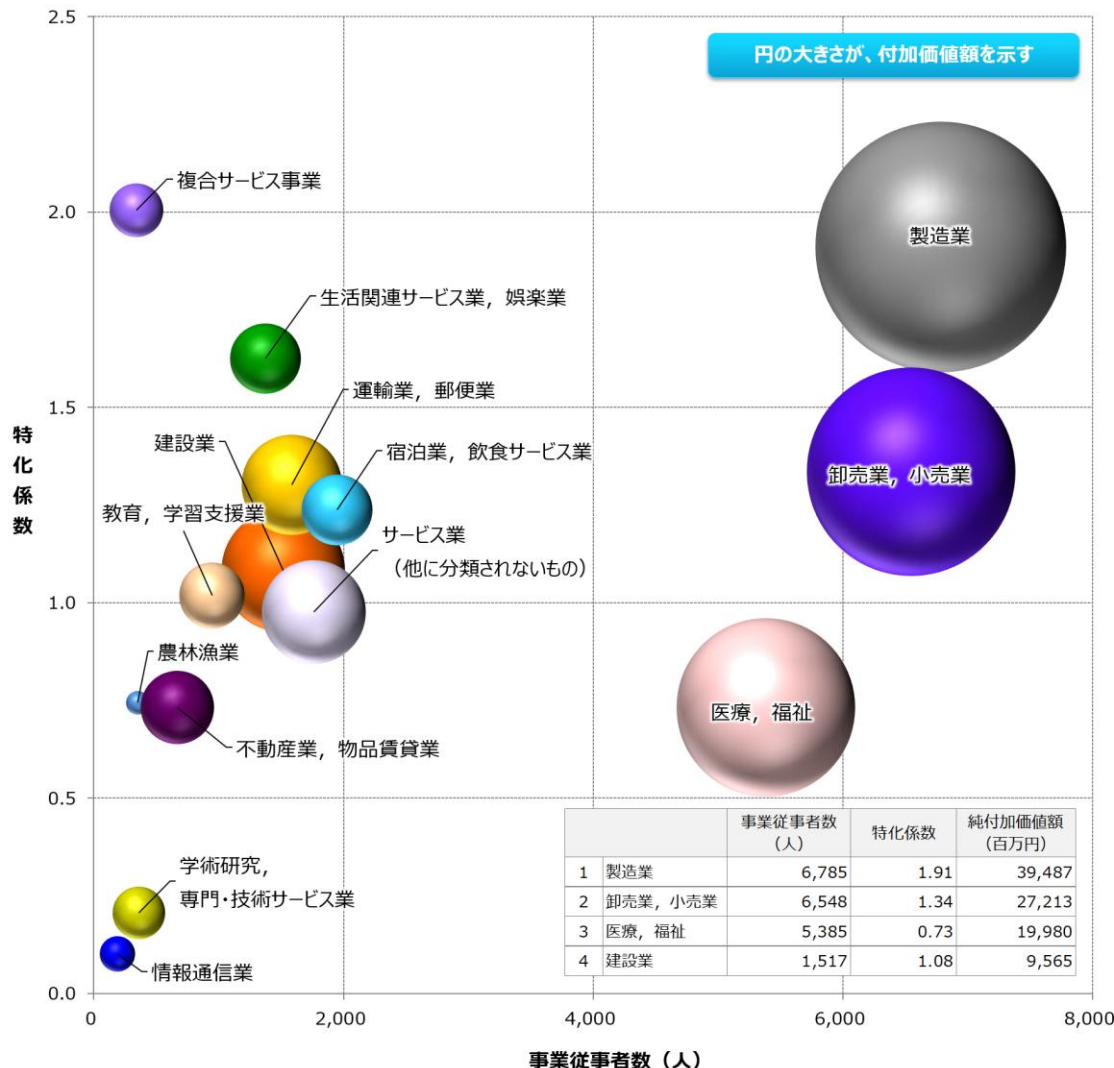
【参考】財政健全化4指標の推移

(単位：%)

調査年度	実質公債費比率	将来負担比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率
令和2年度	4.3	8.9	-	-
令和3年度	4.1	8.0	-	-
令和4年度	4.2	6.1	-	-
令和5年度	4.0	4.1	-	-
令和6年度	3.7	-	-	-
早期健全化基準	25.0	350.0	11.99	16.99
財政再生基準	35.0		20.00	30.00

2(3)②総合振興計画の概要、基礎調査について

●鴻巣市の経済構造



※ 鉱業, 採石業, 砂利採取業は、該当数字がないもの及び分母が0のため計算できない「-」のため、表示なし。

電気・ガス・熱供給・水道業及び金融業, 保険業については、付加価値額が「X」のため、表示なし。

出典:総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査 事業所に関する集計」埼玉県 市町村税財政資料集

2(3)②総合振興計画の概要、基礎調査について

●統計でみる鴻巣市の強み・弱み①

		強み ← → 弱み				
	指標の方向性	60以上	55以上	54～45	45未満	40未満
人口						
人口増減率	↑		56.12			
年少人口率	↑			52.34		
生産年齢人口率	↑			49.35		
老年人口率	↓			49.86		
出生						
合計特殊出生率(ベイズ推計値)	↑				43.57	
未婚率(女性)(25～39歳)	↓			50.09		
未婚率(男性)(25～39歳)	↓			50.38		
有配偶出生率(15～49歳)	↑			51.73		
合計特殊出生率内訳:第1子	↑			47.97		
合計特殊出生率内訳:第2子	↑			49.16		
合計特殊出生率内訳:第3子以降	↑				43.92	
転出入						
若者人口(20歳台未満)の転入率	↑			47.14		
若者人口(20歳台未満)の転出率	↓		59.69			
女性人口(全年齢)の転入率	↑			48.36		
女性人口(全年齢)の転出率	↓		55.23			
賑わい						
大型小売店数(人口1万人当たり)	↑			46.17		
医薬品・化粧品小売り業民営事業所数(人口1万人当たり)	↑			54.67		
飲食店民営事業所数(人口1万人当たり)	↑				41.54	
娯楽業民営事業所数(人口1万人当たり)	↑			46.44		

2(3)②総合振興計画の概要、基礎調査について

●統計でみる鴻巣市の強み・弱み②

強み



弱み

	指標の 方向性	60以上	55以上	54～45	45未満	40未満
くらし・安全						
食料品アクセス困難人口割合(買い物環境65歳以上割合)	↓			52.54		
都市公園等の面積(人口1万人当たり)	↑			52.00		
犯罪率	↓			48.34		
交通事故(人身事故)発生率	↓			50.86		
家族・住生活						
持ち家世帯率	↑			52.02		
住宅延べ面積が100㎡以上の割合	↑			51.91		
一戸建て比率(全世帯)	↑			50.94		
3世代同居率(一般世帯数に占める3世代世帯の比率)	↑			47.99		
地域コミュニティ						
身近にいる子ども数(0-14歳人口密度)	↑			45.47		
子供健全育成NPO数(0-17歳人口1万人当たり)	↑			50.59		
消防団団員数(人口1,000人当たり)	↑			47.23		
医療・保健環境・健康						
人口10万人当たり病床数(病院)	↑			47.54		
人口10万人当たり病床数(一般診療所)	↑		55.95			
人口10万人当たり医師数	↑			46.61		
産婦人科医師数(主たる診療科)(20-44歳女性人口1万人当たり)	↑				43.51	
小児科医師数(主たる診療科)(0-9歳児人口1万人当たり)	↑				43.76	
特定健康診査実施率	↑			50.42		
要介護・要支援認定率	↓	68.11				

2(3)②総合振興計画の概要、基礎調査について

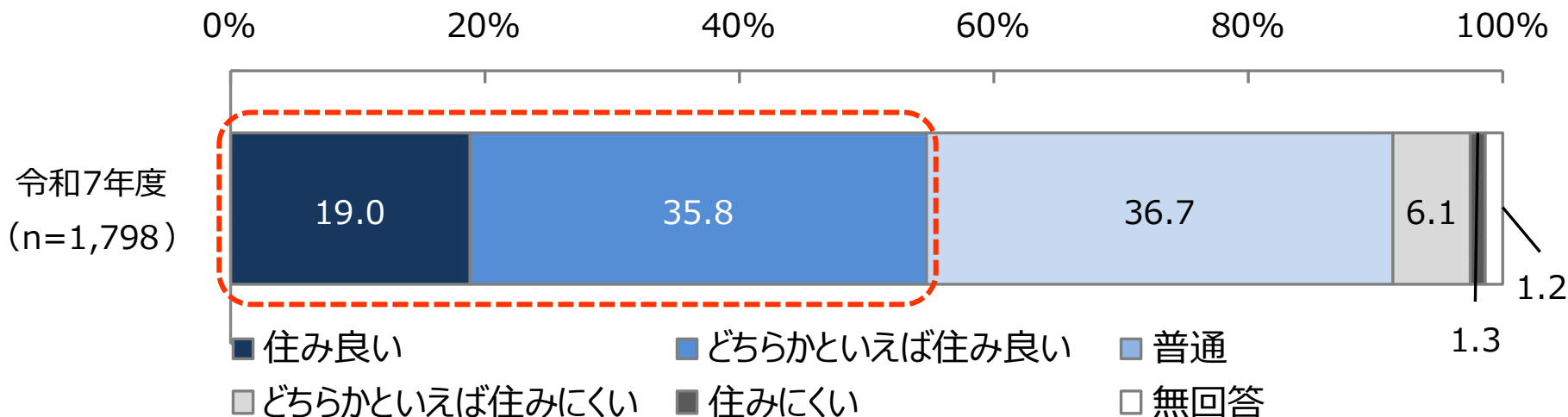
●統計でみる鴻巣市の強み・弱み③

強み ← → 弱み

	指標の 方向性	60以上	55以上	54～45	45未満	40未満
子育て支援サービス						
地域子育て支援拠点数(0-4歳人口1万人当たり)	↑			46.95		
障害児入所施設、児童発達支援センターの施設数(0-17歳人口1万人当たり)	↑			49.21		
働き方・男女共同参画						
通勤時間(家計を主に支える者、中位数)	↓			48.66		
女性労働力率(20-44歳)	↑				44.39	
女性第3次産業従事者割合(20-44歳)	↑			54.11		
管理的職業従事者に占める女性の割合	↑			46.02		
市町村議会議員に占める女性の割合	↑			53.80		
防災会議の構成員に占める女性の割合	↑			47.66		
女性の就業率(M字カーブ)(30-34歳)	↑			49.44		
経済・雇用						
昼夜間人口比	↑					37.58
男女別正規雇用者比率(男性)	↑			52.12		
男女別正規雇用者比率(女性)	↑			48.71		
20-44歳完全失業者数	↓			48.52		
住宅地価変動率	↑			47.20		
商業地価変動率	↑			46.45		
行財政						
課税対象所得(納税義務者1人当たり)	↑			50.90		
財政力指数	↑			45.56		
経常収支比率	↓				41.98	

●住み良さ(令和7年度)

← 54.7% →

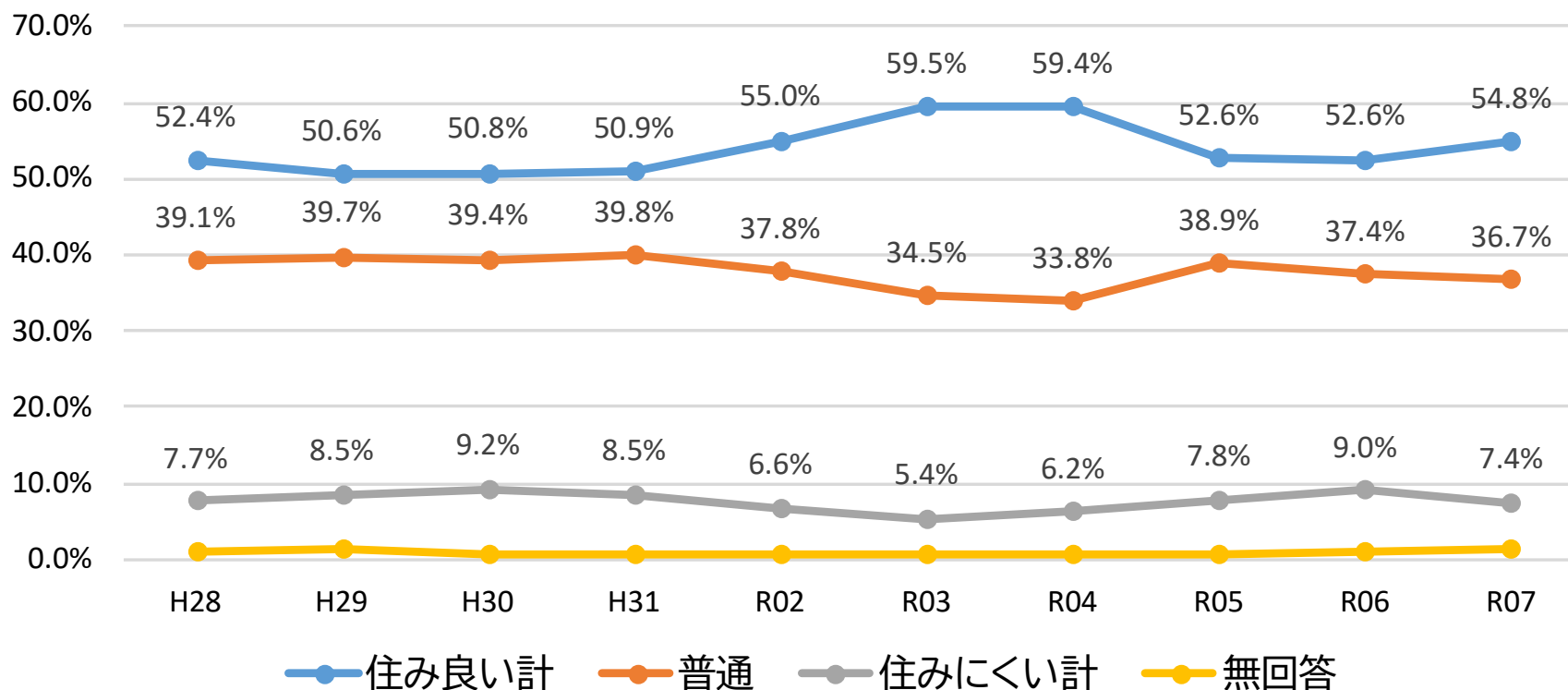


出典:まちづくり市民アンケート(令和7年度)

※小数点端数表示の関係で、足し上げて合計が合わない場合があります。

●住み良さ 経年比較

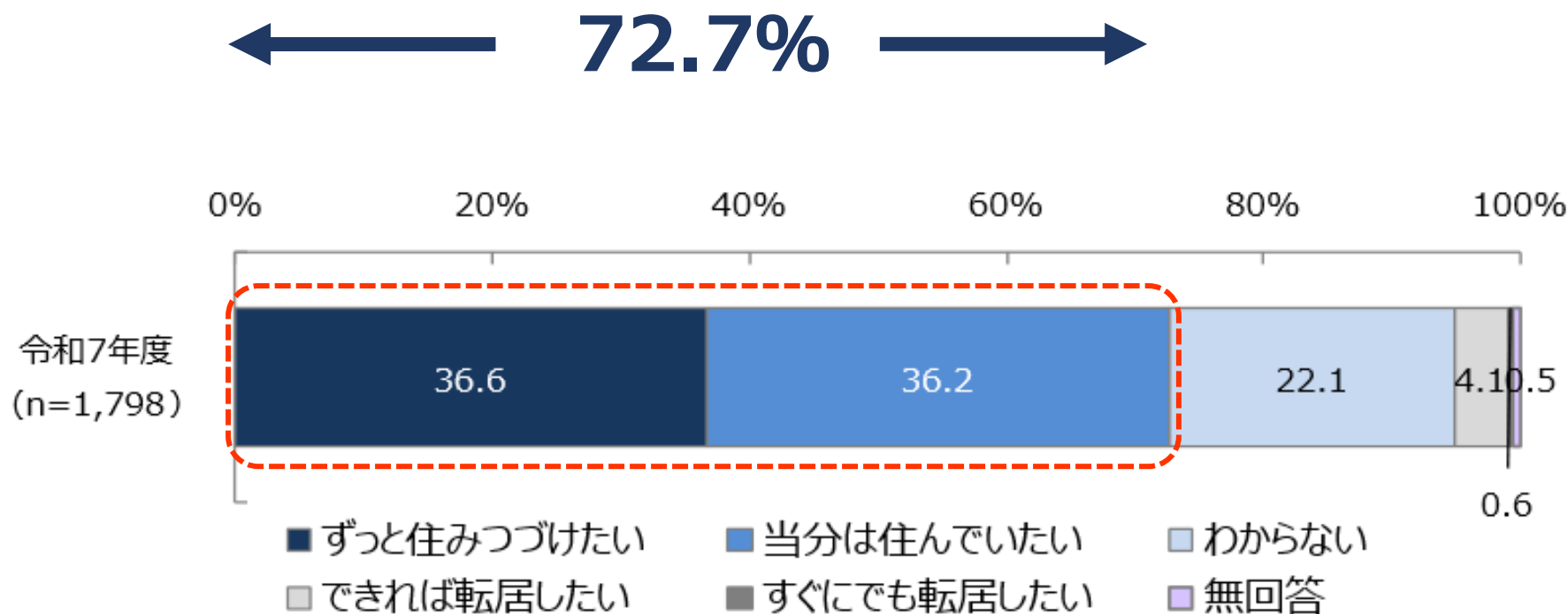
住み良さ 10年比較(全市)



出典:まちづくり市民アンケート(平成28年度～令和7年度)

※小数点端数表示の関係で、足し上げてても合計が合わない場合があります。

●定住意識(令和7年度)

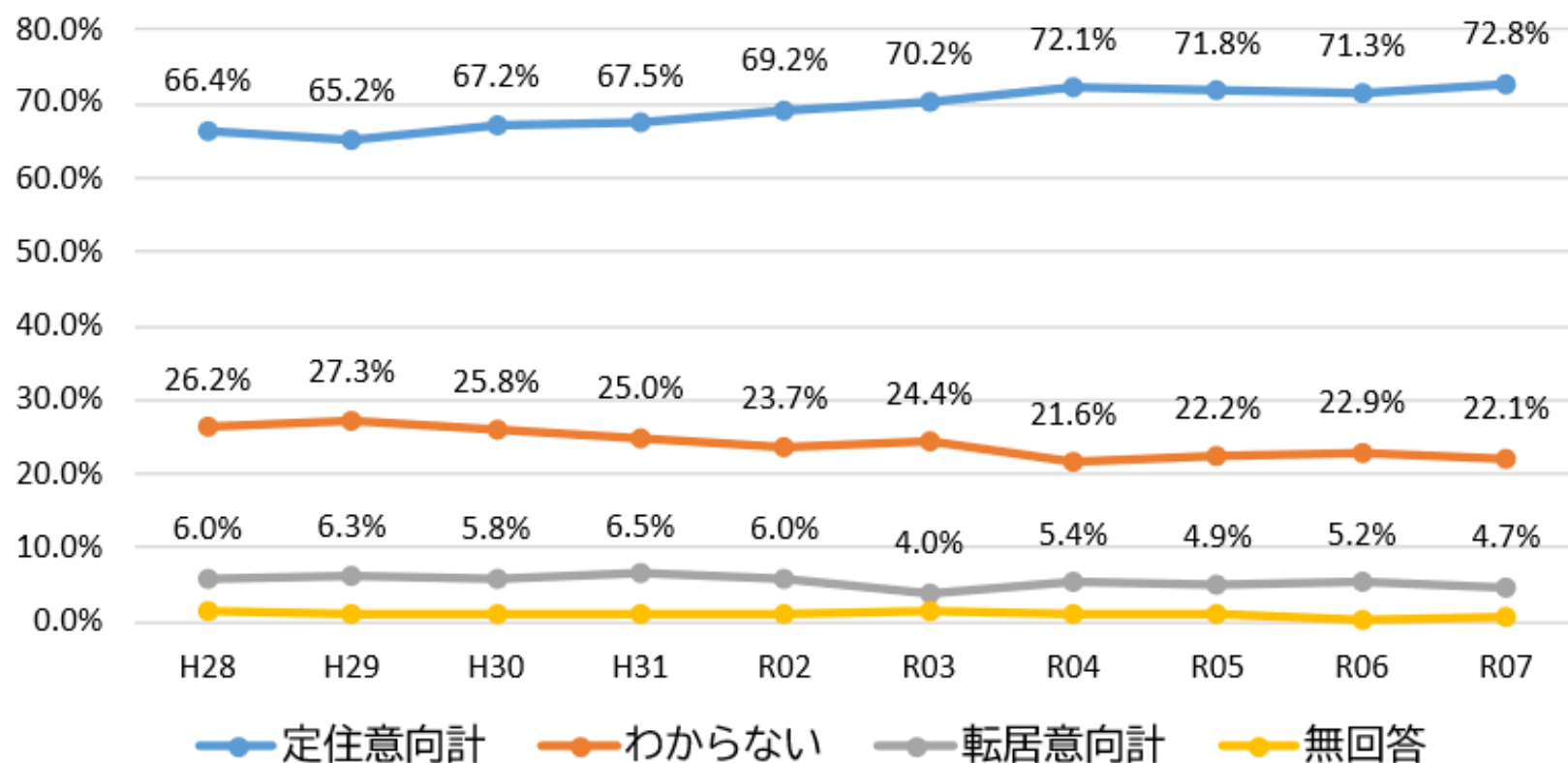


出典:まちづくり市民アンケート(令和7年度)

※小数点端数表示の関係で、足し上げて合計が合わない場合があります。

●定住意識 経年比較

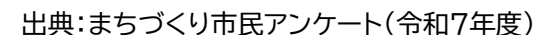
定住意識 10年比較(全市)



出典:まちづくり市民アンケート(平成28年度～令和7年度)

※小数点端数表示の関係で、足し上げてても合計が合わない場合があります。

◆施策重要度の平均値
3.70点



2(3)②総合振興計画の概要、基礎調査について

●満足度の上位下位の変遷

上位（高い）5項目【平成28年度】			上位（高い）5項目【令和3年度】			上位（高い）5項目【令和7年度】		
1位	上水道の整備	3.50点	1位	上水道の安定供給	3.67点	1位	上水道の安定供給	3.37点
2位	下水道等の整備	3.35点	2位	汚水処理の推進	3.43点	2位	花と緑あふれる空間の創出	3.35点
3位	生活環境の整備	3.18点	3位	生活環境の整備	3.32点	3位	汚水処理の推進	3.24点
4位	健康づくりの推進	3.13点	4位	健康づくりの推進	3.19点	4位	健康づくりの推進	3.14点
5位	資源循環型社会の形成と地球環境の保全	3.12点	5位	子ども・子育て支援の充実	3.16点	5位	市民文化・生涯学習の充実	3.12点
施策満足度平均点		3.00点	施策満足度平均点		3.10点	施策満足度平均点		3.05点
下位（低い）5項目【平成28年度】			下位（低い）5項目【令和3年度】			下位（低い）5項目【令和7年度】		
29位	市街地の整備	2.87点	24位	調和と魅力ある土地利用の推進	2.96点	24位	農業の振興	2.96点
30位	工業の振興	2.86点	25位	効率的な行財政運営の推進	2.96点	25位	観光資源の活用と交流の促進	2.94点
31位	観光の振興	2.81点	26位	商工業の振興	2.92点	26位	商工業の振興	2.86点
32位	道路の整備	2.78点	27位	観光の振興	2.91点	27位	道路の整備	2.86点
33位	商業の振興	2.70点	28位	道路の整備	2.87点	28位	利便性の高い公共交通の確保	2.84点

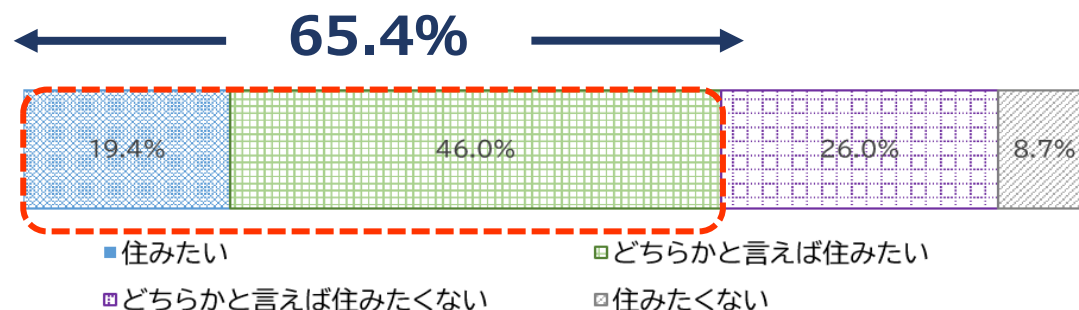
2(3)②総合振興計画の概要、基礎調査について

●重要度の上位下位の変遷

上位（高い）5項目【平成28年度】			上位（高い）5項目【令和3年度】			上位（高い）5項目【令和7年度】		
1位	災害対策の推進	3.81点	1位	道路の整備	3.79点	1位	利便性の高い公共交通の確保	3.94点
2位	道路の整備	3.79点	2位	防犯対策の推進	3.72点	2位	学校教育の充実	3.92点
3位	防犯対策の推進	3.77点	3位	防災・減災対策の推進	3.71点	3位	出産・子育て支援の充実	3.92点
4位	交通環境の充実	3.72点	4位	交通環境の充実	3.70点	4位	道路の整備	3.92点
5位	商業の振興	3.70点	5位	子ども・子育て支援の充実	3.67点	5位	防災・減災対策の推進	3.91点
施策重要度平均点		3.52点	施策重要度平均点		3.52点	施策重要度平均点		3.70点
下位（低い）5項目【平成28年度】			下位（低い）5項目【令和3年度】			下位（低い）5項目【令和7年度】		
29位	コミュニティ活動の推進	3.29点	24位	人権尊重の推進	3.36点	24位	スポーツの振興	3.53点
30位	市民との情報共有による市民参加の推進	3.28点	25位	市民文化・生涯学習の充実	3.35点	25位	人権尊重の推進	3.50点
31位	人権尊重の推進	3.28点	26位	スポーツの振興	3.33点	26位	花と緑あふれる空間の創出	3.48点
32位	市民文化の創造と交流の促進	3.25点	27位	上水道の安定供給	3.29点	27位	コミュニティ活動の推進	3.42点
33位	上水道の整備	3.25点	28位	コミュニティ活動の推進	3.28点	28位	市民協働とシティプロモーションの推進	3.38点

●中学生の今後の鴻巣市への居住意識と居住理由

◆中学生の今後の鴻巣市への居住意識



◆居住動向の主な事由

居住意向(住みたい)の理由	意見数
住み慣れ・地元への愛着	55
治安・安心感	52
静かさ・住みやすさ	44
自然・環境	34
人間関係・地域性	26
交通の便・アクセス	17
家族・親戚	16
経済的理由・住居	15
理由なし／空欄	188

転居意向(住みたくない)の理由	意見数
商業・娯楽施設の不足	125
交通の不便さ	87
将来・仕事・進学	45
変化への欲求・飽き	32
市の魅力・知名度不足	25
費用・経済的な理由	7
公的施設・インフラ	6
環境・治安への不満	6
理由なし／空欄	349

※ひとりで複数事由ある場合は、重複カウント

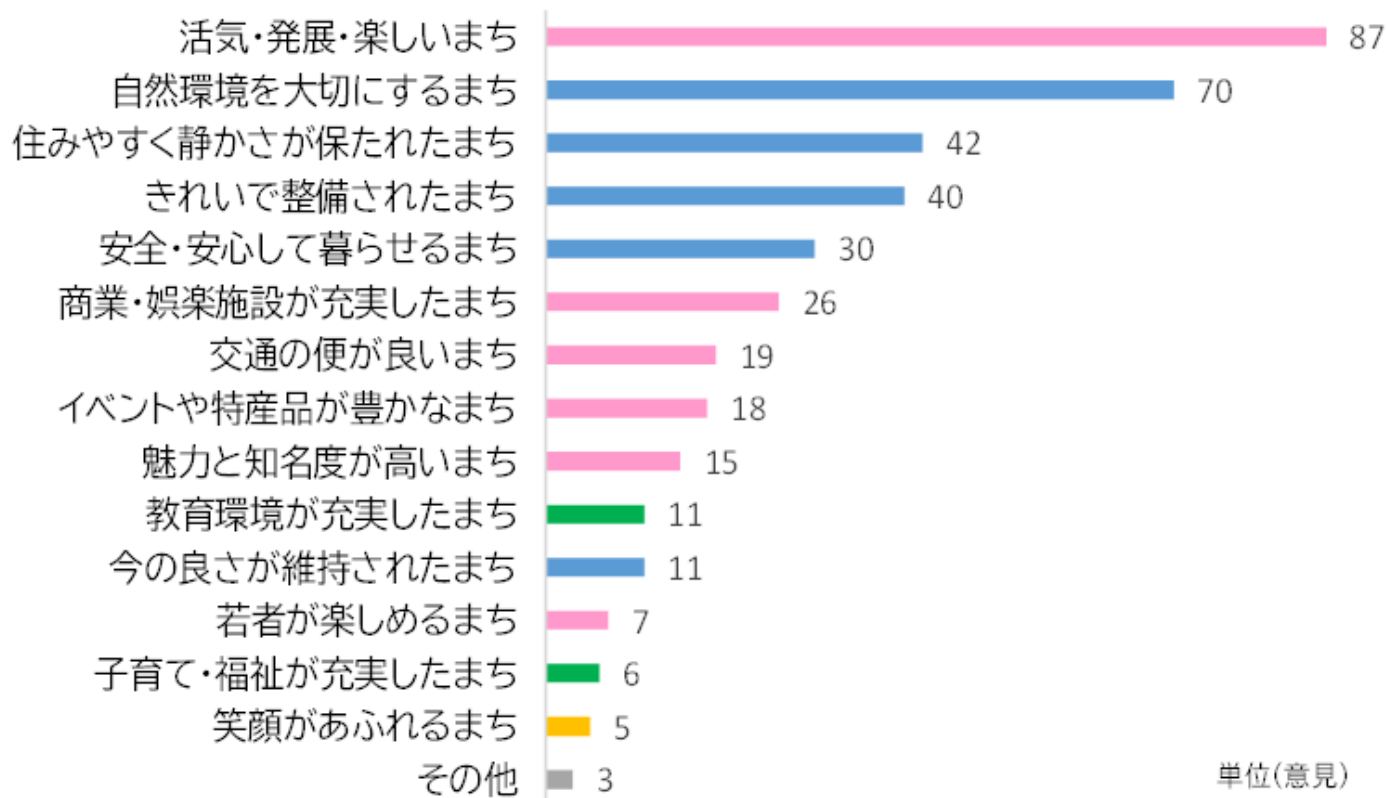
出典：中学生まちづくりアンケート(令和7年度)

※小数点端数表示の関係で、足し上げても合計が合わない場合があります。

33

●中学生が思う10年後の鴻巣市

10年後の鴻巣市への期待(中学生)



●事業者が思う鴻巣市の強みと弱み

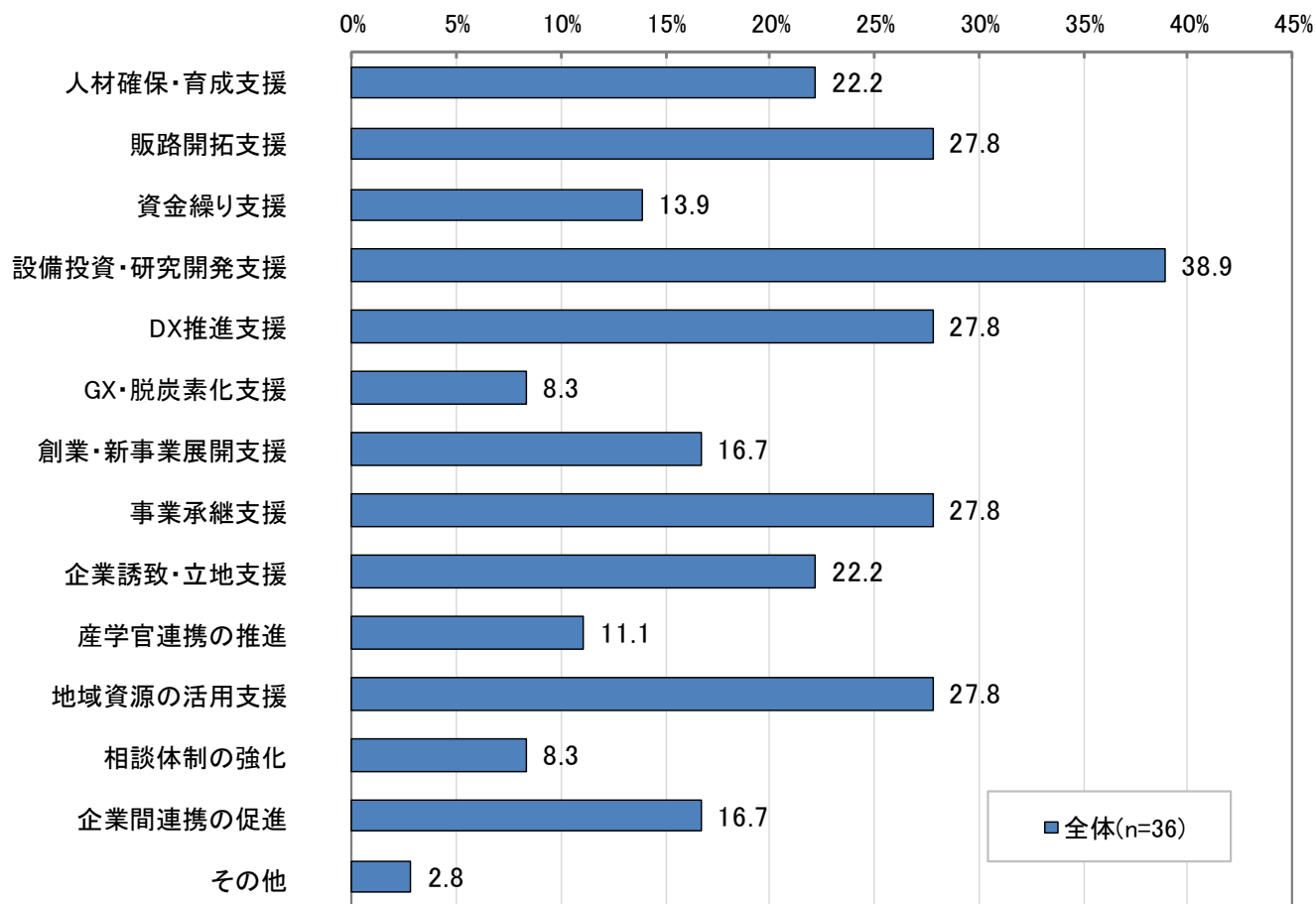
強み・長所について	意見数
交通・生活利便性	22
地域資源・文化・イベント	8
住環境・生活の質	6
行政サービス・制度の充実	6
地域経済・産業の活力	4
人間関係・地域コミュニティ	4
まちづくり・市民協働	4
農業・特産品	3
安全性・防災性	3
商業・娯楽環境	2
子育て・教育環境	2
わからない	1

※ひとりで複数自由ある場合は、重複カウント

課題・改善点について	意見数
交通・都市基盤の整備	13
商業・中心市街地の活性化	11
人材確保・事業承継の強化	10
人口減少・高齢化への対応	7
産業・企業の経営環境の改善	4
農業・地域産業の連携促進	3
地域コミュニティ・文化の改善	2
行政施策・情報発信の改善	2
行政の専門人材育成・支援力の強化	2
わからない	1

※ひとりで複数自由ある場合は、重複カウント

●事業者が思う、今後、特に力を入れてほしい産業振興施策



出典:事業者アンケート(令和7年度)

※1事業者、3つまで回答 36

●鴻巣市の認知度と想起すること

◆鴻巣市の認知度

81.7%

(n=7,489)

埼玉県(n=4,613) 91.8%

群馬県南部(n=800) 84.3%

東京23区(n=2,076) 58.4%

◆鴻巣市で想起すること

想起ワード	ワード出現数
免許センター、免許取得・更新	422 ワード
想起しない	235 ワード
ひな人形	51 ワード
高崎線・ホームライナー・通勤快速	42 ワード
花火大会	39 ワード
田舎	24 ワード
鴻神社	16 ワード

※1 10ワード以上を掲載

※2 一人の方が複数想起した場合は、それぞれで抽出



非想起率	
埼玉県	15.7%
東京23区	32.0%
群馬県南部	38.5%

n=1000

埼玉県 n=600

東京23区 n=200

群馬県南部 n=200

<注記> 本調査の群馬県南部として調査対象とした自治体名

高崎市、館林市、太田市、伊勢崎市、前橋市、明和町、大泉町、千代田町、邑楽町、玉村町

●鴻巣市のお薦め度(10点満点)

鴻巣市のお薦め度 平均点

鴻巣市のお薦め度 得点分布

全 体
(n=1,000)

4.08点

埼玉県
(n=600)

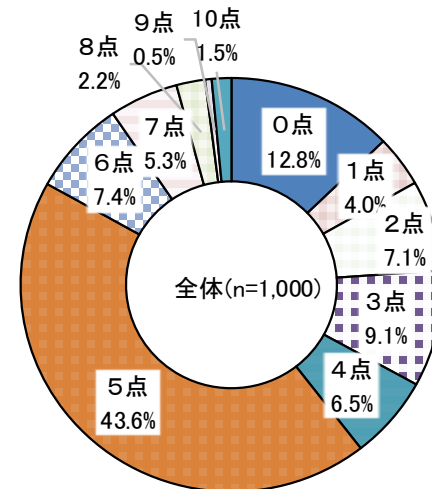
3.98点

東京23区
(n=200)

3.94点

群馬県南部
(n=200)

4.54点



お薦め度の主な事由

◆推奨者(9-10点)

- ・ 交通利便性・都心へのアクセス ※群馬県、埼玉県の回答者が多い
- ・ 住環境の良さ(自然・治安・全体的な住みやすさ)
- ・ 生活の便利さと地域資源(施設・イベント)

◆中位者(7-8点)

- ・ なんとなく(鴻巣市への知識不足、直感的に選択)
- ・ 住環境のバランスとコストパフォーマンス
- ・ 地域資源(施設・イベント)と利便性

◆批判者(0-6点)

- ・ お薦めの判断材料がないため(鴻巣市への知識不足)
- ・ アクセス・利便性への不満 ※東京都、埼玉県の回答者が多い
- ・ 住環境・コストメリットへの評価(静か・安い・自然)

2 (3) ③ 策定方針について

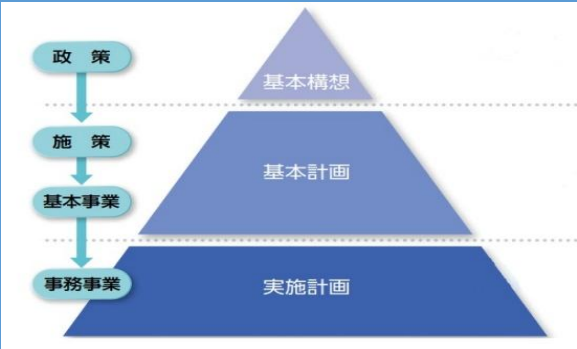
計画策定の趣旨・位置づけ

- 鴻巣市自治基本条例に基づき基本構想を策定

すべての施策や事業の指針となる行財政運営の**最上位計画**

計画の構成と期間

- 第7次総合振興計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3層構造
 - 「総合戦略」、「国土強靱化地域計画」を前期基本計画と連動する形で一体的に策定
- ➡ 関連計画間の整合を図り、分野横断的かつ効果的に施策を推進する。

構成	主な内容	期間
	【基本構想】 将来都市像、将来人口、土地利用構想、政策体系	10年
	【基本計画】 基本構想を実現させるための施策・基本事業、成果指標	5年 (前・後期)
	【実施計画】 財政見通しに基づき、重点的に取り組む事務事業を具体化	3年 (毎年度見直し)
まち・ひと・しごと創生総合戦略	人口減少や地域経済縮小の克服を図るための方針、目標、取組	5年
国土強靱化地域計画	「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する総合的な取組	5年

2 (3) ③ 策定方針について

計画策定の考え方・コンセプト

策定にあたっては、以下の項目の考え方・コンセプトを基本に進める。

前提・分析	①第6次鴻巣市総合振興計画の検証・分析 ②社会・経済情勢の動向、時代の潮流及び本市の現況等に係る情報の収集・分析 ③行政評価・成果指標を活用した総合振興計画
計画の方向性	④第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略、第2版国土強靱化地域計画 ・総合振興計画に合わせて、両計画を検討し、指標の共通化等、一体的な策定を進める。 ⑤SDGsの視点とポストSDGs ・「鴻巣市SDGs未来都市計画」とのコンセプトの連動を図る。 ・計画期間中にはSDGsの目標年度2030年を迎えることから、ポストSDGsの動向も注視 ⑥人口減少に対応した総合振興計画 ・<u>スマートシュリンク</u>の考え方を導入 ・人口減少を正面から受け止め、人口や税収の減少に対応した歳出構造への転換と住みやすい暮らしの両立を目指す。
進め方	⑦市民等の意見把握 ⑧職員の参画

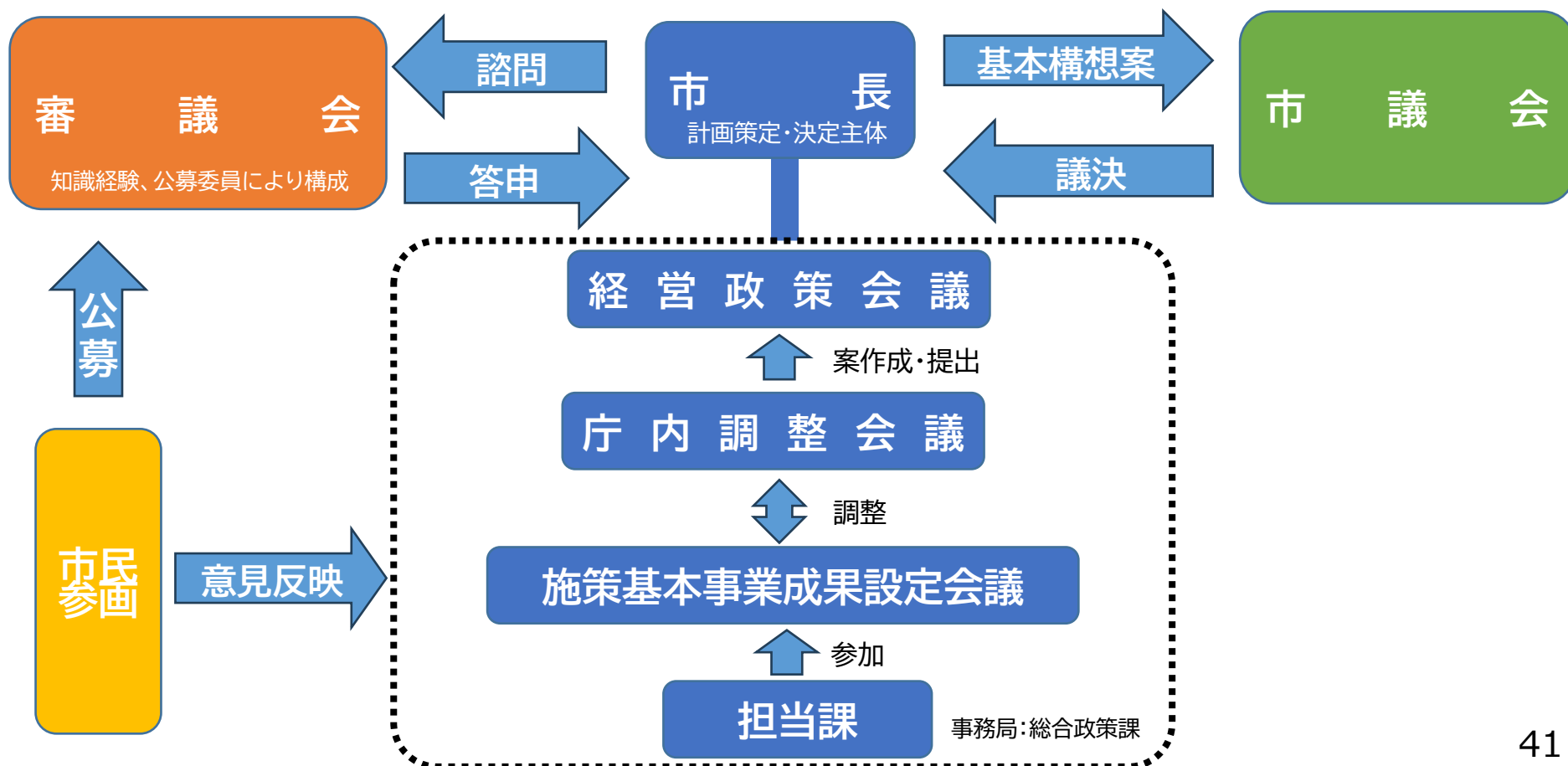
第6次総合振興計画の検証を的確に行い、**第7次総合振興計画へ繋ぐ**

2 (3) ③ 策定方針について

計画の策定体制(審議会・庁内体制)

- 計画だけでなく、組織改革、分掌事務の見直し等、全庁を挙げた推進体制により策定
- 附属機関である審議会へ諮問を行い、答申を得る。

➡ 適切な審議と市民参画のもと、計画策定を進めます。



2 (3) ③ 策定方針について

市民参画の計画づくり

アンケート調査手法等を通じて、多様な意見・ニーズを把握する。

意見収集	①まちづくり市民アンケート結果の分析(過去結果の活用・比較分析) ②市長と語る地域懇談会でのアンケート等 ③こどもの意見募集 ④事業者アンケート等(SDGsパートナー企業) ⑤市外の方へのインターネット調査 ⑥関係団体からのヒアリング等
意見募集 情報公開	⑦策定過程の情報提供(ホームページ等で公表) ⑧パブリックコメントの実施
計画策定参加	⑨総合振興計画審議会への一般公募による参画

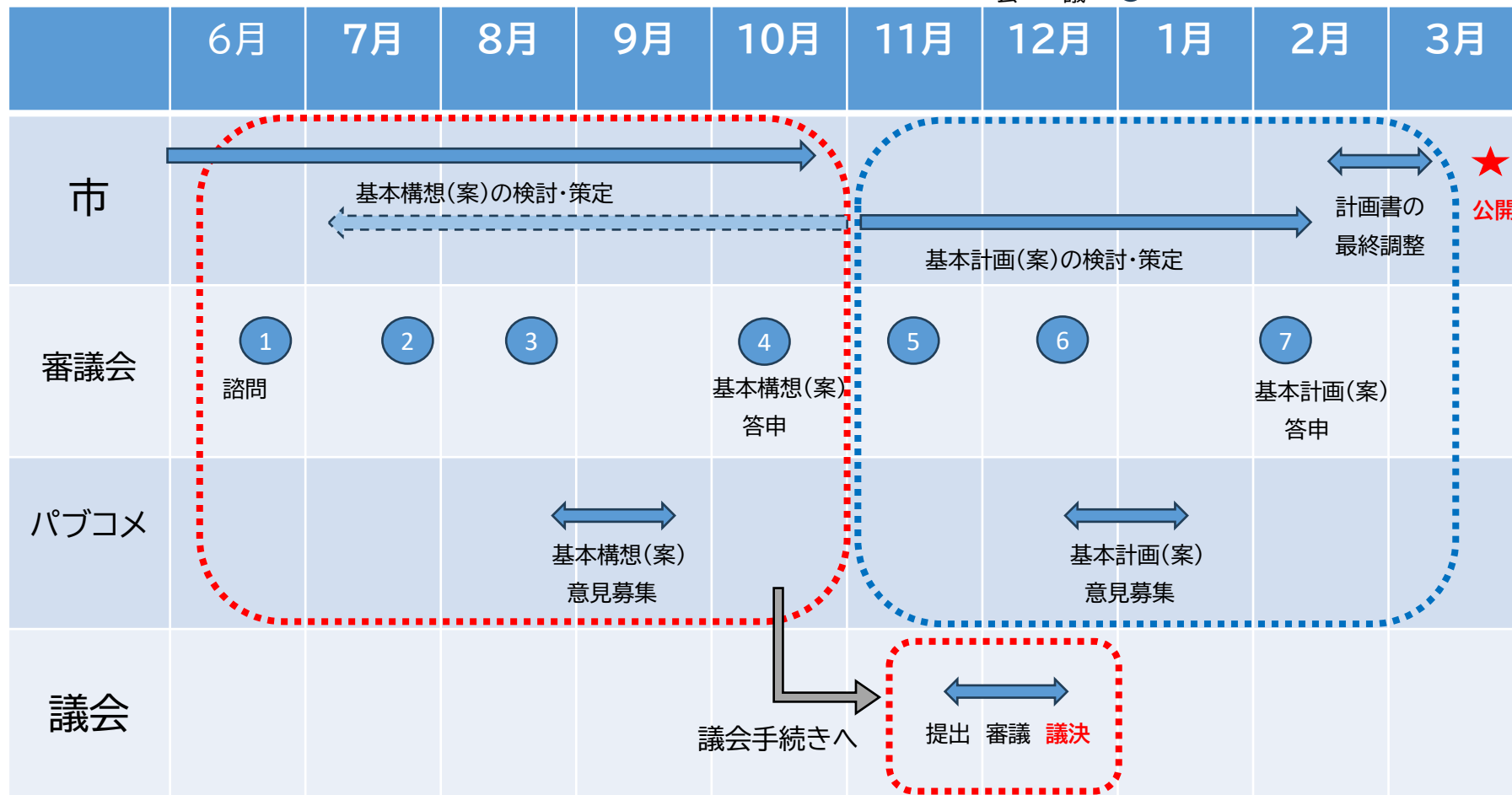
多様な主体の意見を計画に反映し、市民参画による計画づくりを推進

2 (3) ③ 策定方針について

策定スケジュール(予定)

実施期間: 
調整期間: 
会 議: ●

基本構想フェーズ:
基本計画フェーズ:



- 基本構想(案)については、審議会やパブリックコメント等を通じて内容を精査し、12月定例会にて審議
- 基本計画(案)については、審議会やパブリックコメント等を通じて内容を精査し、計画書を取りまとめる。

➡ 第7次総合振興計画として、3月に公開へ

次回の審議会の予定について

第2回 鴻巣市総合振興計画審議会

【予定】 令和8年7月27日(月) 午後2時から
鴻巣市役所 1001会議室

主な議題:第7次鴻巣市総合振興計画 基本構想(案)について①

- ・後日、正式な開催通知を送付します。
- ・会議資料を事前に送付しますので、会議までに一読をお願いします。